

インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託公募仕様書

本仕様書は、インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託を行うため、福岡県と受託者が業務委託契約を締結する場合に必要な基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1 委託事業名

インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託

2 事業目的

ひとり親や離婚を考えている方に対して、養育費確保に関する県の支援と法制度の周知を行い、ひとり親世帯の収入の向上及び安定を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 啓発動画の制作

①企画

- ・動画視聴者の主なターゲット層は、ひとり親や離婚を考えている方とすること。
- ・視聴者に養育費確保に関する県の支援と法制度の内容がわかりやすく、関心がわくような動画の構成イメージ・表現方法を企画すること。
- ・上記のターゲット層への訴求効果を高めるために、インフルエンサー等を起用すること。

※企画がなぜ主なターゲット層に訴求するのか、分析や趣旨を加えて提案すること。

※起用するインフルエンサー等を具体的に提案すること。

②動画内容

以下の項目で動画を構成すること。

- ・養育費確保に関する県の支援内容（※）が伝わる内容であること。

※福岡県ひとり親サポートセンター事業、弁護士無料相談、養育費・ひとり親 110 番、公正証書等作成支援事業等

- ・民法改正により強化された養育費確保に関する法制度（「法定養育費」や「先取特権」等）の概要が分かるような内容とすること。

③動画仕様

- ・最大3分程度の動画を計6本作成し、今後県で編集できるような形とすること。

- ・計6本の動画については、「こどもまんなかふくおか」Instagram への掲載、県 YouTube ショートへの掲載を想定。

- ※ただし、動画の企画内容や配信媒体の特性を踏まえ、より効果的な配信媒体がある場合は提案すること。

- ・動画のファイル形式、画面縦横比等の規格は配信媒体に合わせたものを制作すること。

④制作及び実施内容

- ・制作に係る作業（企画、台本作成、演出、取材先との調整、取材、撮影、編集、ナレーション、収録、音響効果、納品）は、原則として受託者で行うこと。

（2）啓発動画の配信・広報

3（1）にて制作した動画をより多くの方に視聴していただけるよう、当該動画に誘導するための広報を実施すること。

① 広報の手法

広告媒体は、Instagram や TikTok 等の SNS、YouTube 等の動画サイトとすること。（ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込まれる場合はこの限りではない。）

② 配信・広報の時期

効果的な配信時期及び広報期間を提案すること。また、3（1）の動画制作の完了後速やかに広報を開始すること。

③ その他の広告・宣伝

その他、効果的に周知を図ることができる方法があれば積極的に提案すること。

（3）成果物の納品

以下のとおり成果物を納品すること。

① 動画制作

- ・制作した動画（完成版）を電子媒体で2部提出（DVD）

② 広報業務

- ・制作した広報素材の電子データ及び運用結果報告書

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 実績報告

委託業務完了日までに成果物、業務完了報告書（任意様式）を提出して検査を受けること。

6 成果物の権利の帰属

- ・本業務により新たに制作した成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとし、県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。
- ・業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- ・成果物に第三者が著作権を持つ素材等を利用する場合には、受託者が予め著作権者の承諾を得て利用を行うこと。
- ・受託者は県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

7 その他

- ・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- ・受託者は、契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い、決定すること。
- ・企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- ・業務の実施に当たっては、データの漏えい、滅失及び事故等の予防並びに個人情報の管理に十分注意するとともに、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。また、関係法令を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。